

新潟市下水道パンフレット水のゆくえ広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、新潟市が発行する下水道パンフレット「水のゆくえ」（以下「水のゆくえ」という。）を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容)

第2条 水のゆくえに掲載する広告について、新潟市広告掲載要綱第3条の各号及び新潟市広告掲載基準第5条の各号のいずれかに該当するものは掲載しない。

(広告掲載対象事業者)

第3条 新潟市広告掲載基準第4条の各号のいずれかに該当する業種又は事業者は掲載しない。

2 新潟市下水道条例第6条第1項の規定に基づき、新潟市指定排水設備工事店規則第5条第1項により指定排水設備工事店証の交付を受けた排水設備工事店にあっては、新潟市指定排水設備工事店等の処分等に関する要綱の規定により、処分及び文書警告による行政指導を受け、同要綱第2条第2項に定める効力の消滅日が、第6条第2項による申込書の提出日時時点で、到来していない者は掲載しない。

(広告の掲載位置及び規格)

第4条 水のゆくえの広告掲載紙面は、最終ページのうち、市の指定する枠以内とする。
また、広告欄1枠の大きさは「縦 約38mm×横 約92.5mm」とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は変更することができる。

2 広告には、その上部に、縦5mm、横10mm程度の大きさに広告と表示し、これを枠組みしなければならない。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料については、募集時に、市長が別に定める。

(広告掲載希望者の募集及び申込み)

第6条 広告掲載希望者の募集は、ホームページ等の広報媒体その他の方法で公募するものとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、公募によらないことができる。

2 広告掲載希望者は、下水道パンフレット水のゆくえ広告掲載申込書（別記様式第1号）を、別に定める募集期間内に、市長へ提出するものとする。

3 広告掲載希望者は、広告の掲載位置の指定はできないものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 掲載の決定は、申込み者の中から抽選により決定する。ただし、申込み数が募集枠以内だった場合はこの限りでない。

2 前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、下水道パンフレット水のゆくえ広告掲載（不掲載）決定通知書（別記様式第2号）により広告掲載希望者へ通知するものとする。

3 第1項の規定による抽選は、下水道部長立会いのもで行うこととし、公開はしないものとする。ただし、下水道部長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(広告掲載内容の承諾)

第8条 前条第2項の規定により広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、水のゆくえ広告掲載承諾書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

(広告原稿の提出)

第9条 広告主は、広告原稿を指定する期日までに提出し、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定により広告主から提出された原稿が、水のゆくえに掲載することが適当でないと認めるときは、広告主に対して変更を求めることができる。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告主は、広告掲載料を市長の指定する納期限までに一括して納付しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

(広告掲載の取り消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主の意思に関わらず、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (3) 広告主及び広告内容が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要綱に抵触するものであるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

(広告掲載料の返還)

第12号 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由によ

り広告を掲載することができなかったときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

- 2 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告内容その他広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、第三者へ不利益を与える行為、権利の侵害その他の不正な行為を行ってはならない。

- 3 広告主は、前項の行為により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

- 4 広告主は、第7条第2項の規定により決定を受けた広告掲載の権利を譲渡、転貸等をしてはならない。

- 5 広告主は、その広告に起因して市に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(管轄する裁判所)

第14条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、新潟市の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

(雑則)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年2月7日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

下水道パンフレット水のゆくえ広告掲載申込書

年 月 日

（あて先）新潟市長

住所（所在地）

法人名（名称）

代表者役職・氏名

印

担当者氏名

電話

FAX

E-mail

新潟市下水道パンフレット水のゆくえ広告掲載取扱要領第6条第2項の規定により、次のとおり申込みます。

1 広告媒体

2 業種・事業内容

3 広告の内容等

4 条件

- （1） 申込みにあたっては、「新潟市広告掲載要綱」、「新潟市広告掲載基準」及び『新潟市下水道パンフレット水のゆくえ広告掲載取扱要領』の内容を順守します。
- （2） 広告の掲載にあたっては、法令等（新潟市条例、規則、要綱等含む）を順守するとともに、新潟市の指示に従います。

5 その他

- （1） 申込者が法人にあつては、代表者印を押印してください。

別記様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長

下水道パンフレット水のゆくえ広告掲載（不掲載）決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった下水道パンフレット水のゆくえへの広告の掲載について、次のとおり掲載（不掲載）することに決定したので通知します。

記

掲載（不掲載）の理由	
広 告 媒 体	
広 告 掲 載 枠	
広 告 原 稿 の サ イ ズ	
広 告 原 稿 の 色 数	
広 告 原 稿 提 出 期 限	
広 告 原 稿 の 提 出 方 法	
広 告 掲 載 料	
広告掲載料の納入期限	
そ の 他	

(あて先) 新潟市長

広告主 住所（所在地）
 法人名（名称）
 代表者役職・氏名 印
 連絡先

1 広告の内容及び条件

広 告 媒 体	
広 告 掲 載 枠	
広告原稿のサイズ	
広告原稿の色数	
広告原稿提出期限	
広告原稿の提出方法	
広 告 掲 載 料	
広告掲載料の納入期限	

広告の内容や掲載された広告に関する一切の責任は私が負います。